

第 1 6 0 回八王子市都市計画審議会議事録

〔諮問第 1 号〕

開催日 平成 2 7 年 7 月 2 7 日

八王子市都市計画審議会事務局

会 議 名	第160回八王子市都市計画審議会			
開 催 日 時	平成27年7月27日（月曜日）午前10時～午前11時11分			
開 催 場 所	八王子市役所 議会棟4階 全員協議会室			
出席委員	会長 村尾 公一 君		会長職務代理 村上 正浩 君	
	1 番 浅川 修 君		9 番 山越 拓児 君	
	2 番 角田 栞理 君		11 番 西本 和也 君	
	3 番 角田 誠 君		12 番 宮下 直伸 君	
	4 番 荻田 米蔵 君		13 番 飯田 常雄 君	
	5 番 伊藤 忠之 君		14 番 大矢 恵一 君	
	6 番 宮瀬 睦夫 君		15 番 佐藤 梓 君	
	7 番 浜中 賢司 君		16 番 橋田 篤英 君	
	8 番 鈴木 玲央 君		18 番 真野 文恵 君	
欠 席 委 員	なし			
市出席職員	副市長 総合経営部長 福祉部長 産業振興部長 環境部長 都市計画部長 まちなみ整備部長	村松 満 木内基容子 豊田 聡 大西 健二 山崎 光嘉 駒沢 広行 田中 正雄	生涯学習スポーツ部長 土地利用計画課長 都市計画課長 交通企画課長 公園課長 開発審査課長 スポーツ施設管理課長	小柳 悟 守屋 清志 竹内 勝弘 中邑 仁志 佐久間 寛 高橋 徹雄 橋本 徹
事 務 局	都市総務課長 都市総務課主査 都市総務課主査	瀬尾 和子 岡部 宙 逸見 洋平	都市総務課主査 都市総務課主事 都市総務課主事	遠藤 彰 守屋 明子 三井 直義
議 題	諮問第1号 八王子都市計画公園の変更について 報告事項1 市街化調整区域の沿道集落における活力向上に向けた土地利用制度の創設について 報告事項2 用途地域等の指定方針・指定基準の改定について 報告事項3 高尾山口駅周辺地区都市計画方針について			
公開・ 非公開の別	公開			
傍 聴 人	なし			

配 付 資 料	〔事前配付資料〕 ・ 諮問第 1 号 諮問文及び資料、意見書の要旨 ・ 報告事項資料 〔机上配付資料〕 ・ 第 1 6 0 回八王子市都市計画審議会 次第 ・ 委員名簿 ・ 幹事名簿 ・ 都市づくりビジョン八王子（第 2 次八王子市都市計画マスタープラン） ・ 八王子都市計画図
---------	---

〔午前10時開会〕

◎会長【村尾公一君】 本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
委員定数18名のうち半数以上の委員が出席されておりますので、これから第160回八王子
市都市計画審議会を開かせていただきます。

.....
◎会長【村尾公一君】 それでは、審議会委員に変更がありましたので、事務局からご紹介い
たします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 おはようございます。それでは、お手元に名簿も配付させて
いただいておりますが、新たに就任された委員の方々をご紹介します。

お名前を読み上げますので、恐れ入りますがその場でお立ち願いたいと存じます。

まずは、警察署の人事異動に伴いまして5月1日付で委員に就任されました、議席番号第1
2番、八王子警察署長、宮下直伸委員でございます。

◎第12番【宮下直伸君】 宮下です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 本年5月27日に市議会から選出しております委員7名につ
きまして、新委員として任命されております。

議席番号第4番、荻田米蔵委員でございます。

◎第4番【荻田米蔵君】 荻田です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第5番、伊藤忠之委員でございます。

◎第5番【伊藤忠之君】 伊藤です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第7番、浜中賢司委員でございます。浜中委員につ
きましては前回に引き続きお願いをしております。

◎第7番【浜中賢司君】 浜中です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第8番、鈴木玲央委員でございます。

◎第8番【鈴木玲央君】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第9番、山越拓児委員でございます。

◎第9番【山越拓児君】 山越です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第11番、西本和也委員でございます。

◎第11番【西本和也君】 西本です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 議席番号第15番、佐藤梓委員でございます。

◎第15番【佐藤梓君】 佐藤梓です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 以上、新委員8名の方でございます。

続きまして、市側の幹事にも本年4月1日付の人事異動により変更がありましたので紹介い
たします。

産業振興部長の大西健二でございます。

◎産業振興部長【大西健二君】 大西健二でございます。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 環境部長の山崎光嘉でございます。

◎環境部長【山崎光嘉君】 山崎光嘉です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 まちなみ整備部長の田中正雄でございます。

◎まちなみ整備部長【田中正雄君】 田中正雄です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 土地利用計画課長の守屋清志でございます。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 守屋清志です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 都市計画課長の竹内勝弘でございます。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 竹内勝弘です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 交通企画課長の中邑仁志でございます。

◎交通企画課長【中邑仁志君】 中邑仁志です。よろしくお願いいたします。

◎都市総務課長【瀬尾和子君】 以上でございます。

それではここで、市の理事者であります村松副市長から挨拶を申し上げます。

◎副市長【村松満君】 皆さん、おはようございます。副市長の村松でございます。皆様にはご多用の中、お運びをいただきましてまことにありがとうございます。委員の皆様方には、日ごろより本市行政の推進にご協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

本日は本年度最初の審議会でございます。新たに8名の方に委員へご就任をいただきました。皆様方にはそれぞれのご見地からのご意見をお願いいたしたいと存じます。

本審議会は、昭和45年に第1回の会議を開きまして、本日で160回を数えることになりましたが、本市の都市計画行政の根幹を成す重要な審議会でございます。この間、都市計画規制、都市計画事業などにつきまして、数多くの案件をご審議いただき、それぞれが本市のまちづくりの礎となっていることを実感しております。

現在、人口減少、高齢化社会の進展、東日本大震災を教訓とする防災意識の高まりなど、社会の情勢は大きく変化をいたしております。このような状況も踏まえまして、本審議会のご意見をいただきながら、本年3月に改定都市計画マスタープラン「都市づくりビジョン八王子」を策定いたしました。今後、本計画に基づき、都市づくりや地域づくりを進めるに当たって、本審議会の果たす役割はさらに重要になってくるものと認識いたしております。委員の皆様にはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
◎会長【村尾公一君】 では、本日の審議に当たり、配付資料について事務局から説明をお願いします。

〔事務局配付資料説明〕

.....

◎会長【村尾公一君】 それでは、次第に従いまして進行いたします。

議事録の署名委員をあらかじめ指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名しております。本日の署名委員は、第7番浜中賢司委員と第8番鈴木玲央委員にお願いいたします。

なお、作成した議事録は、ホームページ及び図書館などで公開していきますので、ご承知おきください。

.....
◎会長【村尾公一君】 それでは、これより議題に入ります。

本日審議会に諮問されております案件は、諮問第1号の1件でございます。諮問案件についての説明を行った後、委員の皆様には十分にご議論をしていただき、採決を求める順序で審議を進めたいと思います。

それでは、諮問第1号を議題といたします。事務局から案件を朗読させます。

〔事務局案件朗読〕

◎会長【村尾公一君】 市側から説明願います。

田中まちなみ整備部長。

◎まちなみ整備部長【田中正雄君】 諮問第1号、八王子都市計画公園の変更についてご説明申し上げます。内容は、八王子都市計画公園第6・5・1号、富士森公園の面積の変更についてでございます。本件は八王子市決定の案件でございます。

最初に位置についてご説明いたします。諮問第1号資料の3ページをごらんください。

本公園は国道16号と20号が交差する八幡町交差点より南に約800メートル、JR八王子駅より南西約1,200メートル行ったところにあります。

図面左下の凡例で示してありますように、太枠で斜線の部分が今回面積変更する都市計画公園の場所でございます。

続きまして資料4ページをごらんください。これが現在の富士森公園の全体図でございます。

続きまして、参考にお配りしました富士森公園平面図をごらんください。

市では、平成33年度までに富士森公園全体の再整備計画を予定しております。参考資料の図面は基本設計のイメージ図となっております。

次に、変更内容についてご説明いたします。お配りしました変更についての資料の2ページをごらんください。

本公園は都市計画公園として終戦直後の昭和21年9月4日、戦災復興院告示第131号にて都市計画決定をし、現在の都市計画面積は11.6ヘクタールでございます。本公園の全体再整備のために測量したところ、面積が12.4ヘクタールありました。新旧対照表の面積の欄のとおり、旧面積11.6ヘクタールを新面積12.4ヘクタールに変更するものでございます。

今後、再整備の進捗を図るため、都市計画の事業認可を申請する予定であります。都市計

画面積11.6ヘクタールを上回る事業認可面積12.4ヘクタールとなることから、申請に支障が生じます。その結果、現在の測量技術で求めた面積約12.4ヘクタールとするものでございます。

面積の差異の生じた原因につきましては、当時の面積を決定した昭和21年9月当時の測量技術と現在の測量技術の差、及び戦後間もない社会情勢の中での都市計画変更、測量等の作業の中で、さまざまな要因が重なったものと推測するものでございます。

都市計画法第21条第2項において準用する同法19条第3項の規定に基づき、東京都の意見を求めたところ、意見なしの回答をいただいております。

また、富士森公園の都市計画案の公告縦覧を、平成27年3月4日から18日までの2週間、都市計画法第17条に基づいて行っております。個人1名の方から意見が出されました。お配りしました意見書の要旨をごらんください。

富士森公園内にある慰霊塔についての意見でございます。ご本人から、今回の案件の面積の変更については意見なしという意味を確認しております。

その他意見についてはございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 以上で説明は終わりました。

それでは、審議を始めます。なお、限られた時間の中で、できるだけ多くの委員の方々から、ご発言をいただきたいと思いますので、ご協力を願います。

また、ご発言の際のお願いでございますが、録音をしている関係もありますので、発言のある方はまず挙手をしていただき、私がお名前をお呼びいたしましたら、ご起立の上マイクに向かってご発言をお願いいたしたいと思っております。

では、委員のご発言を求めます。佐藤委員。

◎第15番【佐藤梓君】 きょうは本当にお疲れ様でございます。今、意見書の要旨についてご説明をいただいたのですが、これで八王子市のほうの見解では、今回の変更は面積に関するものですので、こちらの意見書をお出しになった方のことは参考とするというお立場だと思うのですが、この意見書の中身に関しては、私も周辺にお住まいの方から幾つか、平和を祈る公園としてということや、緑の豊かな公園にというので意見をいただいているものがあるので、この場をおかりしまして、また参考にさせていただいたりできればと思い、紹介などさせていただきたいと思っております。ほかの委員の皆様からのご意見や、議論のきっかけにいただければと思います。

まず、この意見書で、平和を祈る公園としてとあるのですが、これは戦争で亡くなった方の御霊を鎮めるために建てられた石碑というのは、昭和40年に当時の植竹市長が建てられたものであると認識しているのですが、今回、面積変更の地図の中にも入っている、慰霊塔と書かれているところのことですね。ただ、これ以外にも、この富士森公園の中には、前々市長の

波多野市長のときに建てられた平和の像があります。こちらの平和の像のほうが、この慰霊碑からは場所が離れているのですが、実際に慰霊碑に書かれている文章と、25年前に建てられた平和の像に書かれている文章などを比べてみると、平和を祈るということ、それから八王子が非核平和都市宣言をしていることなどを踏まえて建てられた意味合いのものでありますので、平和ということを考えるのであれば、ぜひ、波多野前々市長が建てるのに尽力をされた平和の像のほうをもっと大切にしていくような考えがあってもいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。皆様のご意見なども伺えたらと思っています。

それからもう1点、緑の豊かなというところがあるのですが、これも、今回、面積の変更ということですが、富士森公園の整備については、市制100周年の都市緑化フェアについて、これのメイン会場となるということだと思っておりますが、そういったときに、緑の豊かな公園でないと、緑化フェアの会場として適切かどうかということも訪れた人から出てくると思うのですが、周囲の方から、面積の変更ということだけでなく、ぜひこの公園に関する事を審議するのであれば、周りの緑の手入れのことなども市のほうで考えていってほしいという意見が出ておりますので、一応参考意見としてご紹介させていただきます。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 市側、いかがですか。意見の要旨のこれに書いておおり、今回、諮問内容は都市計画の面積を変更するものについてでございますので、今後の整備の内容がこの場で議論されるわけではないということを十分認識していただければと思いますが、市側から何か。佐久間公園課長。

◎公園課長【佐久間寛君】 ただいま、委員さんから平和を祈る公園、あるいは緑の大切さについてご意見をいただいたところでございますが、富士森公園の中には、今おっしゃった平和を祈る忠魂の碑等々を含めて、約40近い彫刻などがございます。それらについて、今回の再整備の中で移動などは一切考えているところはございません。

さらに、それらの存在がなかなか最近の人にはわかりづらいというところもございますので、再整備の中では、案内板というものは積極的に提示をしていきたいと考えているところでございます。

あと、緑の豊かさについてでございますが、今回、富士森公園の再整備に当たりましては、富士森公園は100年以上の長きにわたり、本市のシンボル、また市民の方々の憩いの場として親しまれ続けてきたところもございます。現状の施設の配置を活かしながら、公園をより機能的なものにしていきたいと考えております。

◎第15番【佐藤梓君】 ありがとうございます。先ほどご指摘もあったとおり、今回の諮問は面積の変更に関するものですので、ここでこれについてどういう再整備をしていくか、中身の議論とかではないとは思いますが、やはり、今後も再整備に向けた参考として、この意見書のことも受けとめていらっしゃるということでしたので、紹介させていただきました。

緑のことですが、今後、考えていったときに、ツツジの木がたくさんありますよね。ただ、たくさんあるツツジの木があまり花が咲かないので、それももうちょっと、手入れのことなども市のほうでも考えてもらえないかという意見も出ているので、この場をおかりして紹介させていただきます。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかに。浜中委員。

◎第7番【浜中賢司君】 面積の変更ということで、今の部長の説明では、錯誤といいますが、当時の測量技術と今は違うということなのだそうです。0.8ヘクタールですから8,000平米で、それは結構大きいわけですよね。8,000平米が変わったということを、今の錯誤だけ、当時の測量技術からすればそうなのかなとも思いますが、面積がふえて、確定をしていないと、将来的にいろいろな都市計画の決定のときに不都合が生じるという理解でよろしいのでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 佐久間公園課長。

◎公園課長【佐久間寛君】 これから生じる不都合等についてのご質問でございますが、今後の再整備に当たりまして、国や都の補助の対象事業として、事業認可等を取得する必要があるがございます。現在の都市計画決定を受けている面積より、ここで取得する事業面積のほうが大きいという不都合を修正するため、これは東京都と協議の上変更するということに至った次第でございます。

◎第7番【浜中賢司君】 そういうことで面積が変わるのは結構なのですが、ちょっと経過だけ、1つだけ。体育館がございますよね。これを今は除いてあるわけですよね。富士森公園というところにはこの体育館も入れてというイメージがあるのですが、当時、体育館を建てるときの経過があったのだと思うのです。委員の皆さんも含めて、なぜここが除いているかというわかりやすい理由を教えてください。

◎公園課長【佐久間寛君】 富士森の体育館を除いた経緯でございます。当初の成り立ちからいいますと、終戦直後の昭和21年9月に、戦災復興院告示第131号にて都市計画決定を受け、その時点での面積は12.89ヘクタールでございました。その後、昭和46年11月に東京都告示第1232号で、現在の市民体育館の部分の都市計画決定を廃止したというところでございます。都市公園につきましては、その敷地内で建物を建てることのできる建ぺい率、それが運動公園の場合は12%までと決まっております。その当時、富士森の現在の市民体育館を建てると12%を上回ることから、その部分の面積を廃止して差し引いたということで理解しています。

◎第7番【浜中賢司君】 そういう経過だと思います。ちょっと私もよくわからないのですが、今度の区域の中に民地が一部ございますよね。これはもちろん、都市公園区域という設定でございますが、その民地について、所有者の方も含めて、面積が変わる話ですからあまり関係な

いのですが、これからの整備計画からしますと、この民地の部分も含めて整備計画をしていこうというのをお聞きしているわけですから、民地の部分の方に対して、面積が変わることの告知や内容の説明というのはされるわけですね。

◎公園課長【佐久間寛君】 民地をお持ちの方、地権者の方への説明をどうするかというところでございますが、現在、民地となっている筆が8筆、地権者としては6名ございます。今まさに、私どものほうで地権者の方々と交渉を進めているところではございますが、面積の変更等々につきましても、その中で当然説明はしてまいります。

◎会長【村尾公一君】 そのほか、ご発言ございますか。角田委員。

◎第2番【角田栞理君】 この富士森公園を実測し直すということは業者さんをお願いしているものなのでしょうか。また、どのくらいの期間や費用がかかっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 佐久間公園課長。

◎公園課長【佐久間寛君】 実測につきましては、都市計画道路と公園の査定の中で、実際に業者の方をお願いしてございます。価格については、申しわけないのですが今、手元にはございません。後ほどお出ししたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 そのほか、ご発言ございますでしょうか。

ほかにご発言もないようですので、ただいまの案件についてお諮りいたします。表決の方法は審議会運営基準第21の規定により挙手といたします。

諮問第1号、八王子市都市計画公園の変更について、原案を適当なものと認める方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎会長【村尾公一君】 挙手が全員であります。よって、本案件につきましては、原案を適当なものと認める答申をすることに決定いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

.....
◎会長【村尾公一君】 続きまして、報告事項の申し出が3件ございます。

まず、市街化調整区域の沿道集落における活力向上に向けた土地利用制度の創設についてのご報告を願います。守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 皆さん、おはようございます。市街化調整区域の沿道集落における活力向上に向けた土地利用制度の創設についてご説明いたします。

まずは報告の趣旨です。市街化調整区域の沿道集落における活力向上を目的として、土地利用制度の創設に向けて都市計画法に基づき条例の骨子案及び地区計画運用方針案を作成したので、この内容について報告するものでございます。

制度の目的です。こちらは、本市では昭和45年12月に市街化調整区域と市街化区域との

線引きを行いました。西部及び北部地域の市街化調整区域の沿道集落は、社会情勢や土地利用の規制などにより人口減少や高齢化が進み、空き家が増加していき、地域の住民からは、お祭りができない、地域の文化、歴史の継承ができないなど、地域の衰退を懸念する切実な声が多く聞かれました。そこで市では、土地利用制度を創設し、これら地域の活力向上を図ることを目的としております。

制度の概要でございます。中核市移行に伴い都から移譲されました都市計画法の開発許可権を活用し、都市計画法第34条第1項第11号に基づく条例、及び都市計画法第34条第1項第10号に基づく地区計画を策定し、その一定の要件のもと、自己用住宅などの立地を可能とし、定住・交流人口の増加を促し活性化を図るものでございます。なお、このような制度の実施は東京都下初の事例となります。

別紙1、新たな土地利用制度をごらんください。

図1をごらんください。対象地域でございます。茶色い区域で、高月、戸吹、上川、美山、小津、上恩方及び下恩方、裏高尾の7つの沿道集落となります。

続いて対象地域のイメージとしては、図2をごらんください。赤い点線が市街化と市街化調整区域の境となっており、赤色で着色してあります部分が市街化区域、そのほかは市街化調整区域となります。条例で指定する区域は黄色で着色した範囲で、市街化区域からおおむね1キロ未満の隣接・近接する区域で、下水道などの基盤が整備されているものであり、かつおおむね50戸以上の建物が連担した区域となります。また、地区計画で指定する区域は緑色で着色した範囲で、おおむね50戸以上の建築物が連担した区域となります。ただし、法や条例において保全すべき農地や緑地、及び土砂災害の危険があるなどの指定を受けている区域は除くこととしております。

続いて裏面をごらんください。本制度の特徴といたしましては、沿道集落地区にお住まいの皆さんでまちづくりの計画を作成し、その計画に即した建築などを認めていく制度でございます。そこで、まずは沿道集落地区まちづくり計画を作成し、住民の同意を得て市に申請・提案していただきます。

フロー左側になりますが、条例地区の場合は、条例に基づき、区域・建築用途の指定を行い、このまちづくり計画に沿った土地利用が可能となります。なお、区域・建築の用途を指定する前には、本審議会のご意見を伺うこととしております。

フロー右側、地区計画地区でございます。こちらは都市計画決定をいたしますので、本審議会に諮った上で都市計画決定を行い、区域と建築物の用途などの指定を行い、土地利用が可能となるものでございます。

続いて、計画で定める事項としては、条例地区では総括的な事項を定め、地区計画ではより詳細な部分まで定めることといたします。なお、立地可能な建築物の用途につきましては、定住・交流人口をふやすために、自己の居住用に供する専用住宅・兼用住宅、地域のコミュニテ

の維持・活性化に資する住宅などを想定しております。

続いて別紙2をごらんください。こちらは、今まで説明した内容に沿って整理したものでございます。条例の骨子案になります。

裏面をごらんください。こちらが地区計画運用の方針の骨子案になっております。

最初の資料に戻っていただいてよろしいでしょうか。2の(3)になります。パブリックコメントの実施方法です。こちらは、現在意見募集を行っておりまして、期間は平成27年7月15日から8月14日までとして、周知方法、閲覧、意見の方法はごらんのとおり行っております。

最後になりますが、今後の予定でございます。本年12月に第4回市議会定例会に上程し、議決いただければ平成28年4月1日に施行し、制度運用を始める予定です。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ただいまの報告に対し、何かご質問がありましたらお伺いします。佐藤委員。

◎第15番【佐藤梓君】 ご説明ありがとうございました。まず1点、パブリックコメントを今実施中ということで、期間内に対象地区への説明会も実施されているということで、ホームページ等を拝見していたら、既に説明会はこの週末にも行われているようです。

今回のこの制度の創設に当たって一番の特徴は、先ほど言ったように沿道集落地区にお住まいの皆さんが自分たちで計画を策定して、その計画に即したものをということだと思いたすので、やはり地域の方主導になってくるといえるか、地域の方の熱意や積極的な参加の度合いなどが非常に重要になってくるといえます。ぜひ、直近に行われた説明会での参加人数や、その傾向や出た意見などがあれば紹介していただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 委員がおっしゃるとおり、市民の皆様といいますか、住んでいらっしゃる方の熱意などが非常に重要だと私どもも認識しております。

今回説明会を行う前に、既に平成26年と平成27年の初めに地域ごとに説明会も実施してきて、さらに今回、このパブリックコメントでも説明会の場を持っているような状況でございます。

具体的には、今、委員がおっしゃっているように、7月15日から8月14日までの間に計5回ほど予定をしております。既に実施済みの説明会が、浅川市民センターで7月22日に行われたもの、また7月24日には恩方市民センターで実施されました。それぞれ、出席者人数につきましては19名、21名となっております。皆さん、出席なされた方につきましては、この制度を歓迎している、その前提の中で幾つかのご質問等もいただいております。

まさしく、委員がおっしゃったように、我々だけ、市民だけでは、とてもこの制度を活用してこういったまちづくり計画まではつくれないと。行政も協力していただきたいという声もい

ただいておりますので、私どもも来年度、この制度が運用されるに当たりまして、地域には積極的に入らせていただいて、私どものほうから説明も実施していきたいというような説明を差し上げている次第でございます。

以上でございます。

◎第15番【佐藤梓君】 ありがとうございました。今、ご報告があったとおり、市民の方が悩まれるところは、自分たちがどれだけこの制度にコミットしていけるかということだと思います。問題は、八王子の豊かな自然や緑を大切にしていくということと、その一方で、やはり空き家などがあるので、家を建ててそこを何とか活性化していけないかという2つの方向があると思います。地域の方の中でも意見が割れていたり、この制度を創設した場合、それによって地域の方々がコミュニケーションが難しくなるようなことがあってはいけないと思いますので、説明会もですが、地域の方が行政に相談できるようにとか、地域内の住民同士の意見交換ができるような場といったことも、積極的に設けていってはどうかと私は考えますので、お伝えしたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言はございますか。西本委員。

◎第11番【西本和也君】 何点かお伺いさせていただきたいと思います。現在、パブリックコメントを実施中ということで、私からも幾つかご提案申し上げたい部分もございますが、今回の制度創設の趣旨ですが、私もこれまで、八王子市内の空き家が約3万ある。まずそこを埋めていくべきではないかとずっと申し上げてまいりました。さらに一方では、土地を開発して新たな住宅を建てて販売をするといったことも、この5年の間に100ヘクタール、つまり富士森公園の約10倍の大きさが畑などから転用されて宅地になっているといった数字もずっと申し上げてきたところです。

今回につきましては、既に整備されたインフラを活用していくということで、下水にしてもそうでしょうし、水道設備、配電設備などもそうだと思うのですが、ここで一つお伺いさせていただきたいのは、新たに宅地をつくるようなことにはならないのか、改めてお伺いしたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 委員がおっしゃるように、今あるインフラ、道路を使いまして、基本的には新たな道路をつくったりといったことは想定しておりません。今ある沿道に今あるインフラを使って、そこに住んでいただくということを想定しておりますので、私どもとしては道路の新設といったものは考えてございません。そういったものは条例や規則の中で縛っていききたい、規制をしていききたいと考えております。

◎第11番【西本和也君】 ありがとうございました。冒頭、村松副市長からのご挨拶の中でもございましたように、本市も例外なく人口減少に向かっていくという中で、今のお話のとおり、新たな道路をつくって宅地開発は行っていないというところは非常に重要な観点だと考

えておりますので、ぜひとも乱開発にならないような制度設計をお願いしたいと思います。

こういった緑豊かな地域というのは、交通の便については不便なところがあるかと思うのですが、こういったところに住みたいのだと。市街化調整区域に家が建てられるようになったら、そういったところにあえて住みたいという方というのはどのくらいあるのか、市のほうでつかんでいらっしゃる部分はおありですか。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 昨年平成26年の11月に、里地・里山ワークショップというのを開催いたしまして、都心のほうから人づてで14名ほど、女性も含めて人を呼ばせていただいて、裏高尾地区と小津地区のほうを見て回っていただきました。非常に皆さん関心を示しまして、これからぜひ検討してみたいという声も聞かれました。

また、ちょっと古いデータになるのですが、日経新聞で調査をしたものがございまして、20代から30代の方に、実際に田舎暮らしに憧れますかということで質問をしたところ、「憧れる」が44.9%、「まあまあ憧れる」34.4%ということで、若い世代にもこういった、田舎という言い方はあれですが、里地・里山といいますか、そういったところに興味をお持ちになられている方はいるのだなということは認識しております。今後、この制度ができて、この制度を使っていかに地域の魅力を市の外に発信できるかというのは非常に重要かと思っておりますので、そこのところも十分検討したいと思っております。

以上でございます。

◎第11番【西本和也君】 ありがとうございます。都内の若い世代からは非常に魅力を感じてもらっているといった説明が今なされました。私もこれは同感でございまして、ぜひとも八王子の魅力の1つとして、これを大きく活性化に向けて人を呼び込んでいけるような、そういった実りある制度にしていていただきたいと思ひまして、私からの質問といたします。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかに。橋田委員。

◎第16番【橋田篤英君】 2点ほど質問させていただきたいと思います。まず1点目ですが、別紙1の2ページ目の一番下に、地域コミュニティの維持・活性化に資する住宅とありますが、これは具体的にどのようなものをイメージされているのかということと、今、西本委員からのご質問がありましたが、地域コミュニティの衰退に歯どめをかけるという趣旨かなと思っているのですが、具体的に新規の住民というのはこれまでにふえている傾向は見られたのでしょうか。あるいは、これからの施策ということなののでしょうか。

以上2点です。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 最後書いてあります、地域コミュニティの維持・活性化に資する集合住宅といいますか、住宅ということで、考えていますのはドイツ発祥のクラインガルテンという、ドイツでは200年続いているようですが、農地つき住宅みたいな形で、

共同住宅みたいなものをつくりまして、都心に住んでいて、週末だけこちらに来ていただいて畑をやっていただくというような、交流人口をふやすような、交流と定住、そういう人口をふやすようなものを想定しております。まだまだその辺につきましては検討が必要かなとは考えております。

それから、人口のことでご質問をいただきましたが、調整区域につきましては、今現在、約1万1,000人が住んでおりまして、ちょっとデータが古いのですが、平成19年から平成24年の変化というものがございまして、調整区域は平成19年には1万1,919人がいました。平成24年の調査では1万1,032人と約7.4%減っていて、高齢化率は36%から40%とふえている状況です。人口は平成6年を境に減り続けております。

そういったところで、先ほど来、私どものほうでご説明を差し上げていますように、どんどん高齢化が進んで、なかなか行事もできないような状況です。市としても、郊外の調整区域の中にお住まいの沿道集落については、歴史文化もあります有数なところだと思っておりますので、そこを維持するためにはある一定、若者世代に入ってきていただいて、やる必要があるのかなと考えております。そのための今回の施策となっております。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言はございますか。飯田委員。

◎第13番【飯田常雄君】 調整区域に家を建てるということは、今までは農業委員会の審査があるわけですが、市街化区域なら届出だけでいいのですが、今回、こういうことで住宅ができるのは結構ですが、農地の転用ということになると思うので、これは農業委員会の審査があるわけですか。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 農地の所有権の移転につきましては、農地法第3条だったかと思いますが、そちらの許可が必要になろうかと思いますが、当然、農業委員会も含めまして、私ども市の農林課のほうにも、この制度の趣旨としての説明も差し上げているところでございます。

農地につきましては、農業振興地域の農用地については農地転用ができませんので、そういったところについては最初から区域から外すような想定をしておりますので、農業振興地域の用地そのものという話にはならないと思います。農地につきましても、一部そういった形で農業委員会との調整も必要になろうかと思っております。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご発言はございますでしょうか。浜中委員。

◎第7番【浜中賢司君】 この調整区域は、八王子市は半分以上が調整区域なわけで、全域が都市計画区域でありますから、いろいろな人的な操作といいますか、及ばなければいけない場所です。その中の調整区域ですから、調整区域の制度が始まってから、非常に、今対象になっている集落の場所も疲弊してきて、ある意味、当時の人口増加のときの効果はあったのだと思うのですが、北西部を見ますと少し薬が効き過ぎたようなイメージが私どもはあります。そこ

に、今度の活性化についての条例ですが、これは非常にすばらしい制度だと思います。

ただ、ちょっと誤解をされるように私は感じます。人口をふやすのだというイメージではなくて、家が建つのだという説明が割と多い。今度は調整区域にも家が建つんだよという説明ではなくて、やはり調整区域、さらに今、飯田委員からもありましたが、農地転用の話もあります、それから農業振興地域の問題もあります。そうすると、農業も林業もしっかり取り組んでいって、そこでまちづくりをするのだというのが私の認識なんです。ただいわゆる建て売りがどんどんふえて、不動産屋さんが買って家がふえるというようなイメージでは困るわけです。

できたら、質を上げていくという時代ですから、そういうことに取り組んでいくのだと思いますが、説明会の中でも、今度は調整区域でも家が建つのですかという質問が結構出るのではないかと思います、そこら辺はいかがですか。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 委員がおっしゃるとおりだと思います。まず説明会の中でも、家が単純に建つのだということではなくて、まずは皆さんで地域のことを考えていただきたいと。地域をどうしていきたいのかというところからまず初めて、当然、地域には耕作放棄地や荒廃した森林もありますので、そういったものも含めて、やっていただけるような人ここに移り住んでいただく。そういった人たちのための制度ですよという説明を差し上げているところがございます。単純に家が建つ、遠くからぽんと来るという形ではなくて、地域のコミュニティにちゃんと入っていただいた中で、地域の畑だとか森林、山林といったものも担っていただけるような方を、地域も望んでおりますし、私どもも望んでいる状況ですので、そこはしっかり伝えていきたいと思います。

◎第7番【浜中賢司君】 ぜひお願いしたいと思います。そこで、これを現実にやっていこうとするときに、地域の人たちの思いというのがまちづくりに入ってくるのだと思いますが、今まで、さっきも申し上げたように調整区域で非常に疲弊して、老人だけが多くなってきて、限界集落に近いところもあるわけです。そうすると、まちづくりの質を上げて、農業、林業も活性化していこうというパワーが出るかが心配です。その発想をしていただくのは、市が誘導するわけではないのですが、ファシリテーターといいますか、誘導していただいて、そういう組織をつくっていくのが大事だと思います。

そのために、市側が、農業に対するコンセプトであるとか、八王子市で一体どういうふうに農業に取り組んでいくのか、あるいは林業も、今はほとんどゼロに近いですが、林業に対してもどういうふうに取り組んでいくのか。その隣接地である調整区域のまちをどういうふうにつくっていこうか。先ほどクラインガルテンですか、そういう観光農業みたいなこともあります、もともと農業のどういう方針かというものがなければ、なかなかまちをつくっていこうというのも難しいのだと思います。

市側がどこら辺まで、誘導というのは変ですが、住んでいる人の意思が一番でしょうけれど、

市の意思みたいなものをどのように伝えていくか、その人材といいますか、その辺はどんなふうにお考えですか。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 私ども土地利用計画課が、まずそういった相談をお受けいたします。我々の中で、当然、その地域に入っていきまして、皆さんと一緒にまちづくり計画を策定してまいります。我々土地利用計画課のメンバーでしっかりやっていきたいと考えておりますが、専門的な知識が必要な場合には専門家に頼ったり、そういったものはしていながら、我々が目指す市街化調整区域の理想像と、皆さんがお住まいになられている市街化調整区域の理想像で、多分ギャップが幾つか出てくると思いますので、その辺をお互いに話し合いを重ねながら、よりよいまちづくりを進めていきたいと考えております。

◎第7番【浜中賢司君】 ぜひ、これは時間がかかっても進めていただきたいし、しっかり横串が必要だと思うのです。都市計画の担当だけがやれる話ではありませんから、ぜひしっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご質問はございますか。浅川委員。

◎第1番【浅川修君】 とてもいい提案だと思いますが、私のほうからは立場上、防災ということをしっかりやっていただきたいなということを申し上げたいと思います。

この集落の地域は、消防車、救急車が非常に寄りつきにくい場所も多い。そういう道路状況などもありますので、救急車が遠くて民家まで時間がかかるとか、あるいは消防車も手前までしか寄りつけないとか、結構こちらの地域はあるのです。ですから、可能な限りの状況だとは思いますが、せつかくいいまちづくりをするのですから、そういった防災面でも、例えば消火栓の数をちょっとふやしていただくとか、そんなことができればの話ですが、頭に入れていただければありがたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 守屋土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【守屋清志君】 防災の関係につきましては、地区のまちづくり計画の中に、皆さんで防災面のことも話し合っていたくような考え方も、私どもとしては持っております。あのような地域ですので、孤立してしまったりという心配もございます。高齢化も進んでいますので、そういった体制も含めて、まちづくり計画で議論をしていただいて、皆さんで考えていただきたいと考えておりますので、またそれで進めたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 ほかにご質問はございますでしょうか。

なければ、続いて用途地域等の指定方針・指定基準の改定についてご報告願います。竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 それでは報告事項2、用途地域等の指定方針・指定基準の改定について、ご報告をさせていただきます。なお、用途地域等の指定方針・指定基準につきましては、以下、指定方針・指定基準と呼ばさせていただきます。

それでは資料の1ページをごらんください。

まず報告の目的についてですが、本件は昨年10月に本審議会へ着手報告をし、改定に向けた検討を進めてまいりました。本市の用途地域等の指定は、この指定方針・指定基準に準じて行っていくことから、改定に当たりましてその考え方や今後の手続等について本審議会にご報告し、ご意見を伺うものでございます。

続きまして、指定方針・指定基準の改定に係る検討の枠組みについてご説明をいたします。

本市では、平成27年3月に都市計画マスタープランを改定し、新たな将来都市構造や土地利用の方針が示されました。現在、この将来像の実現に向けた環境整備を図るため、土地利用に関するさまざまな規制、誘導手法を複合的に選択・活用していく上で、基本的な考え方の検討・整理を進めております。

この検討を踏まえまして、平成14年に策定した指定方針・指定基準を、都市計画マスタープランや本市の実情に即したものとすることを目的に、改定に向けた検討を行っております。

その後、平成28年度に予定しております市全域の用途地域等の見直しは、今回改定を行う指定方針・指定基準に基づき、都市計画事業などの進捗状況や、新たな土地利用計画の機運や熟度などに応じまして、変更箇所の抽出を行い進めていきたいと考えております。

続きまして資料2ページをごらんください。指定方針・指定基準の改定に向けた主な検討事項の考え方についてご説明をいたします。

1つ目として、本市の都市計画マスタープランに即したものとなるよう、再編・整理を行う検討をいたします。例といたしましては、用途地域の指定方針を都市計画マスタープランの土地利用の方針における分類ごとに示していくよう、再編の検討が必要と考えております。

2つ目に、社会経済状況の変化に対し、適宜適切な用途地域等の変更ができるよう、見直しに向けた検討をいたします。例といたしましては、見直しのタイミングについては、現行では都市計画事業等の進捗に応じ用途地域の見直しを行うとしておりますが、既に基盤が整備された地区においても、社会経済状況の変化等に応じた見直しができる旨を規定すべきではないかといった検討が必要と考えております。

続きまして資料の3ページをごらんください。3つ目に、本市の都市づくりの特性を踏まえた見直しに向けた検討をいたします。例といたしましては、幹線道路沿道に用途地域を指定する場合、現行ではその区域幅は20メートルが原則ですが、都市拠点や広域幹線道路沿道など商業・業務・産業等の機能集積を目指す区域については、市街地環境に応じた区域幅の指定ができるようにすべきではないかといった検討が必要と考えております。また、そのほか住居系や商業系、工業系の用途地域の適用区域の見直しについて検討を予定しております。

最後にスケジュールについてご説明をいたします。昨年11月からこれまでの間、計4回の懇談会を開催いたしました。各回の検討内容ですが、第1回及び第4回の懇談会では、主に住居系土地利用における低層住宅地への生活支援施設の立地について。また第2回目には産業系

土地利用における工業系土地利用の保全と住宅との共存について。また第3回では主に商業系土地利用におけるにぎわい形成に望ましい用途・形態の建物立地など、ゾーンごとの土地利用上の課題に対して用途地域等土地利用諸制度を活用していく上での基本的な考え方についてご議論をいただいております。

今後、引き続き懇談会や庁内検討会、東京都との協議、並びにパブリックコメントを実施しながら、ご意見等を集約した上で改定案を作成し、今年度中に本審議会へ諮問する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ただいまの報告に対し、何かご質問がありましたらお伺いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、続いて高尾山口駅周辺地区都市計画方針についてのご報告をお願いします。竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 それでは、報告事項3、高尾山口駅周辺地区都市計画方針について、ご報告させていただきます。

資料1ページをごらんください。まず、報告の目的についてご説明いたします。

本市では現在、都市計画マスタープランに掲げた本地区に関する土地利用の方針をより具体化するものとして、高尾山口駅周辺地区都市計画方針の策定に向けた検討を進めているところでございますが、本方針策定後は、これに基づき地域づくりの推進が図られていくことから、策定に当たりまして、地区の課題項目や目標設定等についてこれまで整理された内容をご報告し、ご意見を伺うものでございます。

続きまして、本方針の策定に至った背景と目的についてご説明いたします。

高尾山口駅周辺地区は、本市にとって重要な観光資源がある高尾山の玄関口であり、近年では圏央道高尾山インターチェンジの開通、駅舎の改修、さらには間もなくオープン予定の高尾599ミュージアムや温浴施設の建設等、さまざまな事業展開が行われ、今後観光地としての魅力や利便性の向上がより一層期待されているところでございます。

このような背景を踏まえまして、今後の交通環境、土地利用のあり方、住環境と観光との共存などについて整理しながら、地域づくりの取り組みが適正に進められるよう、本地区の目指すべき姿を示した本方針を策定するものでございます。

次に、本方針の構成についてご説明いたします。

まず、本方針策定の背景や目的、対象となる区域を示します。次に、地域づくりの目標については、都市計画マスタープランの位置づけや実態から課題を的確に捉え、地元の意向等を把握した上で、地域の目指すべき目標を定めます。そして、その目標に向けた方針を施策分野ごとに示し、最後に具体の推進方策を示したものとなります。

続きまして資料2ページをごらんください。本方針の対象区域についてご説明いたします。

本方針における高尾山口駅周辺地区につきましては、下図の、矢印が描いてございますが、一点鎖線でお示した、上から落合町会、高尾五丁目町会、南浅川町会の3町会の区域を対象としております。また、大きな楕円は関連地域のおおむねの範囲を示しており、地区だけでは解決できない課題を広域的な機能分担やネットワークにより補完するといった考え方をあわせて検討していくものでございます。

続きまして3ページをごらんください。主な課題項目の整理と目標設定についてご説明をいたします。

図の上段の左側につきましては、これまで実施した実態調査や地元懇談会、ワークショップの実施により明らかとなってきた地域の課題を、土地利用、住環境、交通、自然環境、景観、観光、防災といった各分野に整理したものでございます。また右側は、住民や商業者、観光客といったそれぞれ違う立場の方々からのご意見を整理したものでございます。

これらの地域の課題や住民等のご意見をもとに、図の下段に示しております6つの目標を設定いたしました。なお、今後はこれらを踏まえまして、各分野の方針や具体の施策について検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、資料の4ページをごらんください。スケジュールについてご説明いたします。

今回の中間報告後、庁内検討会や地元懇談会、並びにパブリックコメントを実施しながら意見を集約した上で、今年度中に本方針を策定し、本審議会に報告する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ただいまの報告に対して、何かご質問がありましたらお伺いいたします。佐藤委員。

◎第15番【佐藤梓君】 ご説明ありがとうございました。今回の対象地域、それから関連地域ということからは少し離れてしまうかもしれないのですが、もうすぐ高尾599も、8月11日にオープンということで、非常に地域の方、それから地域外の方も、観光拠点として注目が高いと思うのですが、八王子市としては、この高尾山を観光のメインとしてこれからもPRをしていくということをたびたび伺っているのですが、この高尾山周辺地域ということで考えますと、浅川地下壕が高尾駅、それから高尾山口駅からもアクセスすることが可能なものだと思います。これはかなり、ほかの地域の方からも関心が高くて、観光というか見たいということで訪れる方が年間非常に多数いらっしゃる地域の方から伺っています。ぜひ、こうした都市計画の中で、観光を重視していくということ、観光と暮らしの共存できるにぎわいづくりということを目指していらっしゃるようですので、こうした近隣の、八王子市にある重要な遺跡などの案内などをどのように周知していくかということも、目標や課題として考えていただけたらということをご提案したいと思います。

◎会長【村尾公一君】 竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 今、委員にお話しいただいたように、周辺地域と連携しながら

ら、年間300万人を超える大変たくさんの観光客がこられていますので、その分散化を図ることも非常に大切と考えてございます。そういう点で、今言われたような地域資源をご紹介しながら、分散化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

◎第15番【佐藤梓君】 ありがとうございます。地下壕のことに關すると、千葉県ではこういったものを市の観光化と一緒に丸ごとの地域遺産、観光スポットとして周知・PRをしていくことで交流人口もふえていると伺っておりますので、ぜひそういった、他の自治体がかうした大きな過去の歴史遺跡などをどのように観光に取り入れてPRに努めているかということもぜひ参考にしていただいて、ほかの所管との連携なども深めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

◎会長【村尾公一君】 ほかに。宮瀬委員。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 高尾山口周辺の問題ですが、かねがね八王子市では観光の問題について回遊性を強く出しています。今回これを拝見すると、私に言わせるとかなり小さい範囲に絞ってしまっているの、これはちょっと問題があるのではないかと、一つ意見として言いたいと思います。

まず、観光課で高尾山だけを観光資源とするのではなくて、もっと広いエリアで考えるべきだろうということで、そういう委員会もできまして検討しました。その中で、回遊性をもっと広めていく必要があるだろうということで、いろいろな意見が出ましたが、それをもっと強く出さないと、高尾山口周辺というふうに絞りますと、高尾だけが観光資源になってしまって、周辺まで波及しない。一方、MICE都市を八王子市は目指しているわけですから、中心市街地にこれからできるであろう施設に対しても、観光を強く出していくことになっていますので、高尾山口周辺だけに絞ると、今度は中心市街地との関係が全く消えてしまうんです。

かねがね問題になっているのは、せっかく多くの方が高尾山に来るのに、その観光客の方は八王子の中に入っていない。これを何とか八王子の中に来させようというのが、八王子商工会議所もそうですし、市の理事者等々もそういうことを考えていると思いますので、そのエリアをもっと広げる形に。基本方針としては高尾山口周辺ということでもいいのですが、その周辺の問題と中心市街地、あるいはJR高尾駅を含めた周辺の問題との絡みをもう少し強く出してもらいたいというふうに、これは意見として申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

◎会長【村尾公一君】 ご意見ですが、何かご発言はありますか。竹内都市計画課長。

◎都市計画課長【竹内勝弘君】 高尾駅を含めたという部分につきましては、当然、高尾駅は都市計画マスタープランで地域拠点に位置づけられておりますので、高尾駅につきましてはまた別に、広域的な観点で検討が必要だとは感じております。

また、中心市街地への観光客というお話なのですが、これまで地元懇談会、ワークショップ

等を開催しているのですが、その中では、地元の方はまだそういう意識というのは、ご発言は
いただいておりますので、今委員からご意見をいただきましたことを、今後の懇談会等で
説明しながら、どのようなことができるかを考えていきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 大西産業振興部長。

◎産業振興部長【大西健二君】 今、高尾地域、それと中心市街地の関係でございますが、回
遊性というのは非常に重要な観点だと考えております。

今回、高尾599ミュージアムが8月10日にオープニングセレモニー、そして11日に開
館ということになるのですが、この施設や、それから4月に開設された観光案内所でも、単に
高尾の魅力を発信するだけではなくて、同時に八王子の中心市街地、それからその他のところ
の魅力等もあわせて発信して、回遊性を高めていくことに取り組んでいきたいと思っております。そ
ういうソフト面も含めたトータルな取り組みを今後とも進めていきたいと考えているところで
ございます。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 地元の懇談会では、中心市街地ですとか八王子の市内全域の話には
ならず、あのエリアの一定地域だけの話になってしまうことも考えられます。

そうではなくて、行政として、一定の地域それだけではだめなのだという話をもっと強く出
していただきたい。あのエリアだけに焦点を絞って話せば、高尾山周辺の一定地域だけになり、
それ以上は広がりませんので。ぜひ、今、大西部長も言っていたように、回遊性あるいは中心
市街地に対する、つまり八王子のエリア全体として高尾山があるのだということを、行政とし
てもうちょっと先導していくような形をとってほしいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 私も非常に重要な視点だと思いますので、ぜひ踏まえて検討いただけ
ればと思います。よろしくお願いします。

ほかにご発言はございますでしょうか。

ございませんでしたら、これをもちまして報告を終了といたします。

何かほかに。佐久間公園課長。

◎公園課長【佐久間寛君】 諮問第1号につきまして、先ほど角田委員よりご質問がございま
した富士森公園の実測の測量期間と費用についてでございますが、期間といたしましては平成
26年8月から平成27年3月までの8カ月間でございます。経費につきましては約1,40
0万円ということでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

.....
◎会長【村尾公一君】 これをもちまして本日の会議を閉会いたします。

〔午前11時11分閉会〕